

6. 社会福祉法人向け役員賠償責任保険

社会福祉法人の役員・評議員の皆さまが、次のいずれかに起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

- 役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）
- セクシャルハラスメント、不当解雇、差別行為が行われたこと。

〈役員賠償責任保険はこのような場合の備えになります。〉

安心して評議員に就任していただくために	外部の方へ評議員の就任を依頼する場合、そのリスクについては十分な説明を行う必要があります。その際、役員賠償責任保険に加入していることで、安心して評議員に就任していただくことができます。
役員・評議員の皆さまの資産を守るために	利用者の権利意識が高まり、予期できない損害賠償請求が今後発生する可能性があります。そのような場合でも、役員賠償責任保険にご加入いただければ、役員・評議員の皆さまの個人の負担なく対応できます。
苦情に適切に対応するために	言いがかり的な申し出に対しても、弁護士に対応を依頼するなどの法的な措置をとる場合が増加することが予想されます。役員賠償責任保険では、損害賠償金のお支払いだけでなく、弁護士費用等もお支払いします。

被保険者

きょうされんの会員である社会福祉法人^(※)の役員（理事・監事）および評議員になります。

※NPO法人、株式会社などはご加入できませんのでご注意ください。

お支払いする保険金

損害賠償金 (判決金額、和解金等)	法律上の損害賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金についてはお支払いの対象とはなりません。
弁護士等の争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）をいいます。なお、争訟費用については、免責条項に該当するおそれがないかぎり、紛争の解決に先立って支払うことができます。
訴訟対応費用	役員等に対して損害賠償請求がなされた、またはなされるおそれがある状況が発生した場合に、損保ジャパンにその通知がなされた後に役員等が負担した次の費用。 ①訴訟に対して必要な文書の作成にかかる費用 ②法人の使用人の超過勤務手当、交通費および宿泊費 ③文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 ④資料の翻訳にかかる費用 ⑤証拠収集費用 ⑥①から⑤のほか、必要かつ妥当と認められる費用
法人調査費用	①法人内調査費用：法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行われる法人内調査を開始した際、法人内調査を行うために法人が負担した費用（法人に雇用されている者への給与等を除きます。） ②第三者委員会対応費用：法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用（法人に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。）

保険金額と保険料

保険期間 1年 一括払

プラン	保険金額	総収入金額 ※事業活動計算書 第2号の1様式「サービス活動収益計(1)」の金額			
		3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下
A	5,000万円	54,000円	56,000円	61,000円	67,000円
		(6,000円)	(6,000円)	(6,000円)	(7,000円)
B	1億円	75,000円	78,000円	86,000円	94,000円
		(8,000円)	(8,000円)	(9,000円)	(10,000円)
C	3億円	111,000円	117,000円	128,000円	140,000円
		(12,000円)	(12,000円)	(14,000円)	(15,000円)

※()内の保険料は役員個人負担分の保険料です。

※法人調査費用(法人内調査費用)の保険金額(期間中)は1,000万円、法人調査費用(第三者委員会対応費用)の保険金額(期間中)は5,000万円です。

重要!

役員個人負担保険料の取扱いについて

「法人からの損害賠償請求に対する補償」部分の保険料は、役員(理事・監事*)個人が負担すべきもので、法人が負担をされた場合は、経済的利益供与があったものとして、役員個人の課税対象報酬扱いとなります。

(平成6年1月20日付・国税局発「会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」より)

※評議員の方はご負担をいただく必要がありません。

また、上記記載の個人負担保険料は、法人賠償保険料に相当する内訳保険料で、ご負担いただく合計額となります。

実際の負担額処理の適切性については、個別に税理士等にご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合

○第三者からの訴訟

入所予定者に対して事前に説明したサービスが提供できなかった。そのため、入所者の親族から、実際の利用料とサービスの対価の差額につき、責任者である理事に対して損害賠償請求がなされた。

○法人からの訴訟

理事が職務を怠り、施設に必要な耐震補強工事について組織内でも報告を行わず、放置していた。

その後地震が発生し、震災時の建物被害が甚大になったとして訴訟が起こされた。

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由または行為に起因する損害賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。なお、(*)については各事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。

○被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと(*)

○被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)(*)

○法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為(*)

○被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと(*)

○被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと(*)

○次の者に対する違法な利益の供与(*)

①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。)

②利益を供与することが違法とされるその他の者

○この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為

など